

## 資料 1 - 5 - 1 泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）並びに小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「乙」という。）と北海道電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の設置する泊発電所（1号機、2号機及び3号機をいう。以下「発電所」という。）周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定する。

### （安全性の確保）

第1条 丙は、発電所の保守運営に当たって、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止と地域住民の安全確保のため、関係諸法令及びこの協定に定める事項を遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

### （情報の公開）

第2条 丙は、発電所の保守運営の状況について、地域住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

### （連絡会の設置）

第3条 丙は、甲及び乙に対し発電所の運営等に関する情報を提供するとともに、甲、乙及び丙は、相互に意見を申し述べる機会を確保するため、連絡会を設置する。

2 前項の連絡会は、年1回開催するものとし、その他必要に応じ、甲、乙及び丙が協議の上、開催することができる。

### （放射性物質の放出管理）

第4条 丙は、発電所から周辺環境へ放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量が、発電所周辺において原子力規制委員会が定めた線量目標値以下となるよう原子炉施設の維持、改善及び放出の管理を行うものとする。

2 丙は、発電所の保守運営に伴って放出する放射性物質の低減のための技術開発の促進に努め、その低減措置の導入を図るものとする。

### （環境放射線の測定）

第5条 甲及び丙は、乙の地域における環境放射線の状況を把握するため、甲が乙及び丙と協議の上、別途作成する測定計画に基づき測定を実施するものとする。

### （測定結果の公表）

第6条 甲は、前条の規定に基づき実施した測定の結果を公表するものとする。

### （測定の立会い）

第7条 乙は、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その職員を甲及び丙が行う第5条

に規定する環境放射線の測定に立ち合わせることができるものとする。この場合において、甲はあらかじめ丙に通知し、乙の職員とともに測定に立ち会うものとする。

(新燃料等の輸送に関する報告)

第8条 丙は、乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の発電所敷地外における輸送を行った後、その結果について報告するものとする。

(平常時における報告)

第9条 丙は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 発電所の運転管理（試運転時を含む。）に関する事項
- (2) 原子炉施設の定期検査又は点検（計画運転停止に係るものに限る。）に関する事項

(異常時における連絡)

第10条 丙は、次の各号に掲げる事項が発生したときは、乙に対し、直ちに連絡し、速やかに文書をもって報告するものとする。

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17各号に掲げる事項が発生し、国に報告を要する事態となったとき。
- (2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項各号に掲げる事故が発生し、国に報告を要する事態となったとき。

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連絡を円滑にするため、連絡体制及び連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(異常時の措置)

第11条 丙は、原子炉施設その他の発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、直ちに原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講ずるとともに、その結果を乙に速やかに報告するものとする。

(立入調査の同行)

第12条 甲が発電所の立入調査を行う際には、甲はあらかじめ乙に通知し、乙が希望するときは、乙の職員を同行させることができるものとする。

(損害の賠償)

第13条 丙は、道民に対し、泊発電所の運転等により風評被害等を含む原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、誠意をもって補償するものとする。

(諸調査の協力)

第14条 丙は、乙が甲と協議の上、乙の実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第 15 条 丙は、丙の防災対策の充実、強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に対し積極的に協力するものとする。

(広報)

第 16 条 丙は、発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し報道機関に特別な広報を行うときは、乙に対し事前に連絡するものとする。

(違背時の措置)

第 17 条 甲又は乙は、丙がこの協定に定める事項に違背したと認めるときは、甲及び乙が協議の上、甲は丙に対し必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

2 甲は、丙がこの協定に違背した内容について必要があると認めるときは、公表するものとする。

(協定の改定)

第 18 条 この協定に定める事項（この協定に基づいて別に定める事項を含む。）について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙又は丙のいずれからでも、その改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(覚書)

第 19 条 この協定の施行に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第 20 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 1 月 16 日

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目  
甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号  
乙 小樽市  
小樽市長 中松 義治

- 島牧郡島牧村字泊83番地1  
乙 島 牧 村  
島牧村長 藤 澤 克
- 寿都郡寿都町字渡島町140番地1  
乙 寿 都 町  
寿都町長 片 岡 春 雄
- 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1  
乙 黒 松 内 町  
黒松内町長 若 見 雅 明
- 磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5  
乙 蘭 越 町  
蘭越町長 宮 谷 内 留 雄
- 虻田郡ニセコ町字富士見47番地  
乙 ニ セ コ 町  
ニセコ町長 片 山 健 也
- 虻田郡真狩村字真狩118番地  
乙 真 狩 村  
真 狩 村 長 佐 々 木 和 見
- 虻田郡留寿都村字留寿都175番地  
乙 留 寿 都 村  
留寿都村長 土 屋 隆 幸
- 虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地  
乙 喜 茂 別 町  
喜茂別町長 菅 原 章 嗣
- 虻田郡京極町字京極527番地  
乙 京 極 町  
京極町長 山 崎 一 雄
- 虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地  
乙 俱 知 安 町  
俱知安町長 福 島 世 二

積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5

乙 積丹町

積丹町長 松井秀紀

古平郡古平町大字浜町40番地4

乙 古平町

古平町長 本間順司

余市郡仁木町西町1丁目36番地1

乙 仁木町

仁木町長 三浦敏幸

余市郡余市町朝日町26番地

乙 余市町

余市町長 嶋保

余市郡赤井川村字赤井川74番地2

乙 赤井川村

赤井川村長 赤松宏

札幌市中央区大通東1丁目2番地

丙 北海道電力株式会社

取締役社長 川合克彦

## 泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書に基づく覚書

北海道（以下「甲」という。）並びに小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「乙」という。）と北海道電力株式会社（以下「丙」という。）は、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり覚書を定めるものとする。

### （連絡会の設置）

第1条 協定書第3条に定める連絡会の開催は、次によるもののほか、別に定める連絡会運営要領によるものとする。

#### （1）連絡会における報告事項

ア 環境放射線の測定結果等に関すること。

イ 泊発電所の運転状況等に関すること。

ウ 北海道並びに泊村、共和町、岩内町及び神恵内村と北海道電力株式会社とが昭和61年2月に締結した「泊発電所の安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「6者協定書」という。）に基づく次の事項

① 第2条に基づく計画等に関する事前了解の要請内容

② 第13条に基づく立入調査の結果

③ 第14条に基づく措置要求の内容

エ その他必要な事項

#### （2）連絡会の構成

北海道副知事、各市町村長、北海道電力株式会社副社長を委員とし、それぞれの指定する代理者の出席を認めるものとする。

#### （3）幹事会の設置

連絡会の円滑な運営に資するため、原子力防災事務担当課長等からなる幹事会を設置する。

### （平常時における報告及び異常時における連絡）

第2条 協定書第9条に定める平常時における報告及び協定書第10条に定める異常時における連絡は、6者協定書による取扱いを原則としつつ、甲、乙及び丙が協議の上、別途定めることとする。